

◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

## 軽自動車・原動機付自転車などの手続き

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

### ■ 手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されるため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識(ナンバープレート)ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

### ■ 手続きに必要なもの

#### 【廃車手続きの場合】

印鑑・標識(ナンバープレート)・標識交付証明書

#### 【名義変更手続きの場合】

両者の印鑑・標識交付証明書

※すべての手続きについて、窓口へ来た人の身分証明書が必要です。

※必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なる

ります。必ず事前にお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

#### ◆ 三・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 050-3816-1779

#### ◆ 二輪の軽自動車・小型自動車について

中部運輸局三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

#### ◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車について

課税課・各支所住民福祉課

### ≪ 減免申請書は毎年提出が必要です ≫

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(火)までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

※この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

【問い合わせ】 課税課

◆ 農園で作物を栽培・収穫しませんか

## 市民ふれあい農園利用者募集

【問い合わせ】 農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

市民ふれあい農園は、皆さんに自家用の野菜や花などの栽培を通じ、自然とふれあい、収穫の喜びを感じていただくための施設です。

また、健康づくりや家族のふれあいの場、農業者との交流の場としてご利用いただき、「農業」や「食」への関心と理解を深めていただくために開設しています。

この機会にふれあい農園で野菜作りに挑戦してみませんか。

### 【ところ】

予野・青蓮寺開畑地内

### 【募集区画】

小区画：211区画(50㎡/区画)

大区画：35区画(100㎡/区画)

※1人何区画でも利用できます。

### 【利用料】

小区画：年間15,000円/区画

大区画：年間30,000円/区画



※使用期間が12カ月に満たない場合は月割り額になります。

※100㎡以上の区画利用で、面積に応じて割り引きがあります。

### 【付帯施設】

○ログハウス<管理棟> ○トイレ

○ロッカー・シャワー(有料) ○農機具(一部有料)

### 【利用期間】

契約月～平成29年3月31日(継続更新可)

※途中解約はできません。

### 【申込先】

〒518-1152 伊賀市予野11440番地の2

明日が楽しみな里づくり委員会(農村ふれあいセンター内) ☎/FAX 39-1250

※後日、市と貸付契約を締結する必要があります。



◆ 税率の変更内容をご確認ください

# 平成 28 年度の軽自動車税率

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

## ■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

平成 27 年度地方税制改正に伴い、二輪車などに係る税率が引き上げられます。

| 車両種別         |                      | 年税額 (円)        |                |
|--------------|----------------------|----------------|----------------|
|              |                      | 平成 27 年度<br>まで | 平成 28 年度<br>以降 |
| 原動機付<br>自転車  | 50cc 以下              | 1,000          | 2,000          |
|              | 90cc 以下              | 1,200          | 2,000          |
|              | 125cc 以下             | 1,600          | 2,400          |
| ミニカー         |                      | 2,500          | 3,700          |
| 小型特殊<br>自動車  | 農耕作業用                | 1,600          | 2,400          |
|              | その他                  | 4,700          | 5,900          |
| 二輪の<br>軽自動車  | 125cc 超～<br>250cc 以下 | 2,400          | 3,600          |
| 二輪の<br>小型自動車 | 250cc 超              | 4,000          | 6,000          |

## ■三輪以上の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した車両と新規登録後 13 年経過した車両は、税率が変更されます。

| 車両種別  | 年税額 (円)                              |                                     |                       |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
|       | 平成 27 年<br>3 月 31 日<br>以前の新規<br>登録車両 | 平成 27 年<br>4 月 1 日<br>以降の新規<br>登録車両 | 新規登録後<br>13 年<br>経過車両 |
| 三輪車   | 3,100                                | 3,900                               | 4,600                 |
| 四輪乗用  | 営業用                                  | 5,500                               | 6,900                 |
|       | 自家用                                  | 7,200                               | 10,800                |
| 四輪貨物  | 営業用                                  | 3,000                               | 3,800                 |
|       | 自家用                                  | 4,000                               | 5,000                 |
| 被けん引車 | 2,400                                | 3,600                               | 2,400                 |

※「新規登録」とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたことをいいます。

## ■軽自動車税のグリーン化特例（税率の軽減）

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規登録した三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成 28 年度の税率が軽減されます。

| 車両種別  | 平成 28 年度の年税額 (円) |                |                |
|-------|------------------|----------------|----------------|
|       | ①新税率の<br>75%軽減   | ②新税率の<br>50%軽減 | ③新税率の<br>25%軽減 |
| 三輪車   | 1,000            | 2,000          | 3,000          |
| 四輪乗用  | 営業用              | 1,800          | 3,500          |
|       | 自家用              | 2,700          | 5,400          |
| 四輪貨物  | 営業用              | 1,000          | 1,900          |
|       | 自家用              | 1,300          | 2,500          |
| 被けん引車 | —                | —              | —              |

①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車）

②四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車

③四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車

\*★★★★★…平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車

※②は、燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限る。

※燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。



◆ 「さるびの」「やぶっちゃん」の共通入浴券をお持ちの人へ

## 共通入浴券の使用期限

昨年、市で発行した「大山田温泉さるびの」と「島ヶ原温泉やぶっちゃん」の共通入浴券の使用期限は、3 月 14 日(月)です。

3 月 15 日(火)以降はご利用いただけませんので、まだ共通入浴券をお持ちの方は期限までにご利用ください。

※ご利用には入湯税（150 円）が別途必要です。

また、両施設ではさまざまなイベントを行っていま

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9620 FAX 22-9672

すので、ぜひお越しください。詳しくはお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

○共通入浴券について：総合政策課

○イベントについて：

しまがはら郷づくり公社 ☎ 59-3939

大山田温泉福祉公社 ☎ 48-0268